

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工事番号・名称 第17-79180-0001
安積黎明高校第二体育館照明改修工事
- 2 工事の場所 郡山市長者二丁目地内（安積黎明高等学校）
- 3 工 期 着工 平成 年 月 日
完成 平成 年 月 日
- 4 工事請負の代金の額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 5 契約保証金

上記工事について、発注者 を甲とし、請負者 を乙として、
福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に甲が指示する設計図
書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者で記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

特約条項

第1 乙は、約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 乙は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注：この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることとする。)

第3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、甲、乙協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

(注：この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げることとする。)

第4 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

(注：この特約条項は、現場代理人の常駐義務緩和に係る申請を行う予定がある場合に特約することとする。)

第6 約款第36条に次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに請負工事契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。